

地域防災計画（原子力災害対策編）見直し概要について

平成30年6月4日

福島県原子力安全対策課

1. 見直しの経緯

本県の地域防災計画（原子力災害対策編）は、福島第一原子力発電所の事故後、段階的に見直しを行ってきた。

今回の修正は、平成30年3月26日に開催された「平成29年度第2回福島原子力災害医療対策協議会」において了承された「福島県原子力災害医療行動計画（第2版）」の内容を反映させるとともに、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を踏まえ見直しを実施する。

2. 今回の見直しの内容（平成30年度修正）

見直しについては、以下の内容を中心として行う。

○ 原子力災害医療体制の拡充について

（1）原子力災害医療機関の施設要件、原子力災害医療体制への移行

原子力災害医療体制を担う医療機関として新たに「高度被ばく医療支援センター」「原子力災害医療・総合支援センター」「原子力災害拠点病院」「原子力災害医療協力機関」について記載するもの

（2）原子力災害医療調整官の設置

県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応を指示する「原子力災害医療調整官」を新設するもの

（3）避難退域時検査及び除染等の用語変更

「スクリーニング」を「避難退域時検査」、「応急除染」を「簡易除染」にそれぞれ名称変更するもの

（4）医療中継拠点の追加

避難住民のうち傷病者等を搬送し、トリアージや治療処置、避難退域時検査等を行う「医療中継拠点」を新設するもの

（5）県現地災害対策本部医療班体制の見直し

県災害対策本部救援班に県現地対策本部医療班の役割を集約化するもの

○ 原子力災害医療体制以外について

(1) 自然災害による警戒事態の判断基準の変更

警戒事態の判断基準を「立地道府県で震度6弱以上の地震を観測」から「立地市町村で震度6弱以上の地震を観測」に変更するもの

(2) 屋内退避中における自然災害への対応

自然災害により屋内退避が出来ない場合等における対応を明確にするもの

(3) 防護措置の実施方針策定

緊急時にオフサイトセンターにおいて作成される原子力災害による避難等の具体的な方針（「防護措置の実施方針」）について明記するもの

(4) 地域原子力防災協議会の位置づけ

国が地方自治体の地域防災計画や避難計画等の具体化・充実化を支援するために設置している「地域原子力防災協議会」について計画に位置付けるもの